

福祉厚生常任委員会審査日程

招集日時：令和8年9月10日（木曜日）午前10時

場 所：議事堂大会議室

1. 開議

2. 議案審査

議案番号	件 名	備 考
議案第42号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	
議案第45号	令和8年度取手市一般会計補正予算（第2号）（所管事項）	
議案第47号	令和8年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	一括議題
議案第48号	令和8年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
議案第49号	令和8年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
認定第3号	令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
認定第4号	令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
認定第5号	令和7年度取手市介護保険特別会計決算の認定について	

3. 付託議案外質疑

4. 市長提出議案の討論・採決

5. 令和8年度第1回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の調査について（委員のみ）

6. その他（委員のみ）

7. 散会

※審査は議案番号順に行いますが、審査状況により変更となる場合があります。

※議案質疑・付託議案外質疑・請願審査に係る原則課長補佐職以上のみ、かつ、自己の所管業務に関する部分に限ってのみの出席をお願いします。

※議案第45号の質疑と付託議案外質疑は、事前に通告することになっています。

福祉厚生常任委員会
「議案第４５号」質疑事前通告一覧表

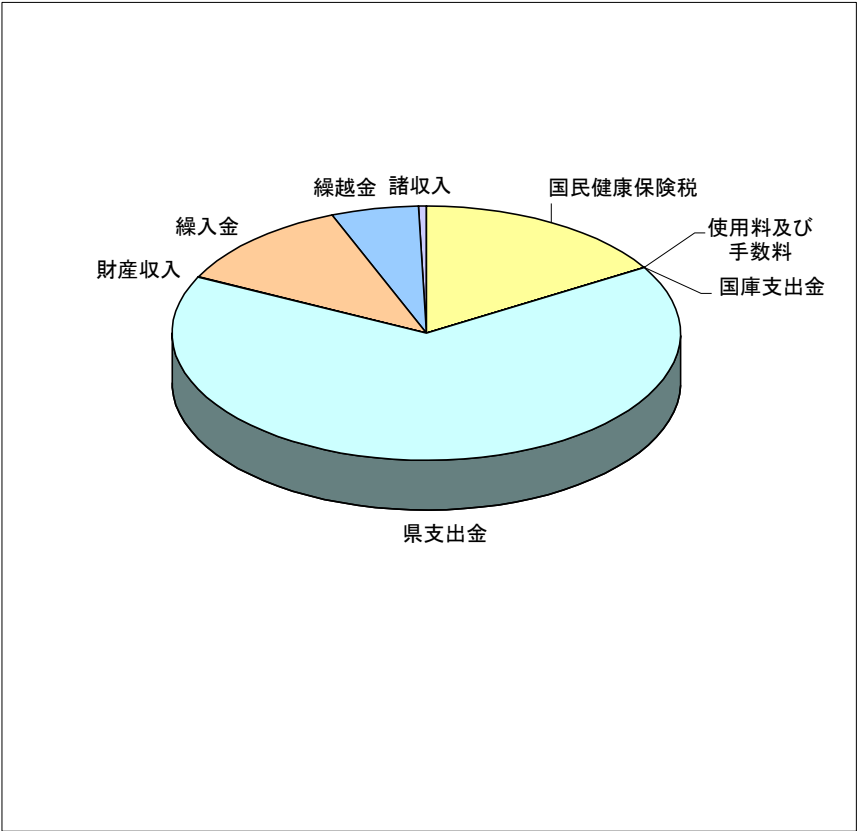
令和８年第３回定例会

議案番号及び 議案名	質疑順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨	議案書の 掲載ページ
議案第４５号 令和８年度取 手市一般会計 補正予算（第２ 号）（所管事項）	１	加 増 充 子 委 員	ウェルネスプラザ管理 運営に要する経費 ３,３５４ 千円について	１ 音響設備を設置するに至るまでの経緯を伺う ２ 常設なのか、移動式なのか ３ ステージ使用料への影響は	議案書 P13

令和7年度 国民健康保険事業特別会計決算

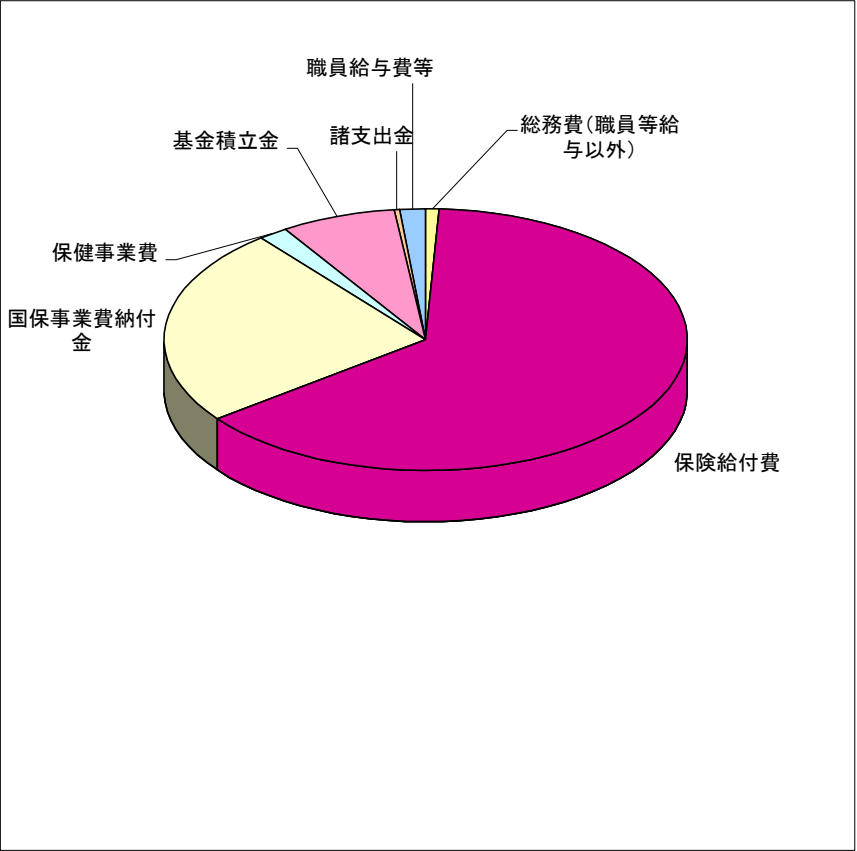
【歳入】

歳 入	千円	割合
国民健康保険税	1,653,535	16.36%
使用料及び手数料	1,549	0.02%
国庫支出金	661	0.01%
県支出金	6,654,992	65.85%
財産収入	7,650	0.08%
繰入金	1,176,580	11.64%
繰越金	560,961	5.55%
諸収入	49,990	0.49%
合計	10,105,918	100.00%



【歳出】

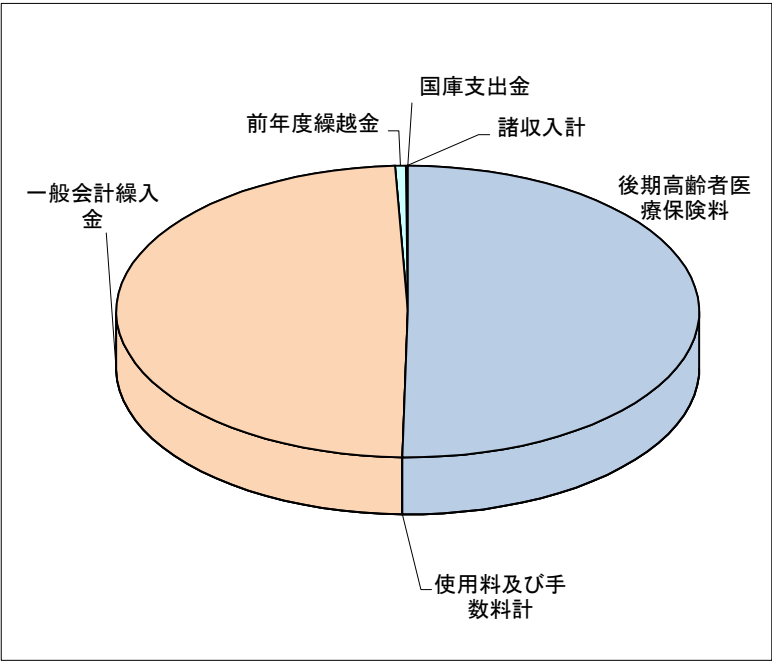
歳出	千円	割合
総務費(職員等給与以外)	81,923	0.82%
保険給付費	6,382,873	63.85%
国保事業費納付金	2,448,990	24.49%
保健事業費	181,232	1.81%
基金積立金	711,172	7.11%
諸支出金	33,218	0.33%
職員給与費等	158,625	1.59%
合計	9,998,033	100.00%



令和7年度 後期高齢者医療特別会計決算

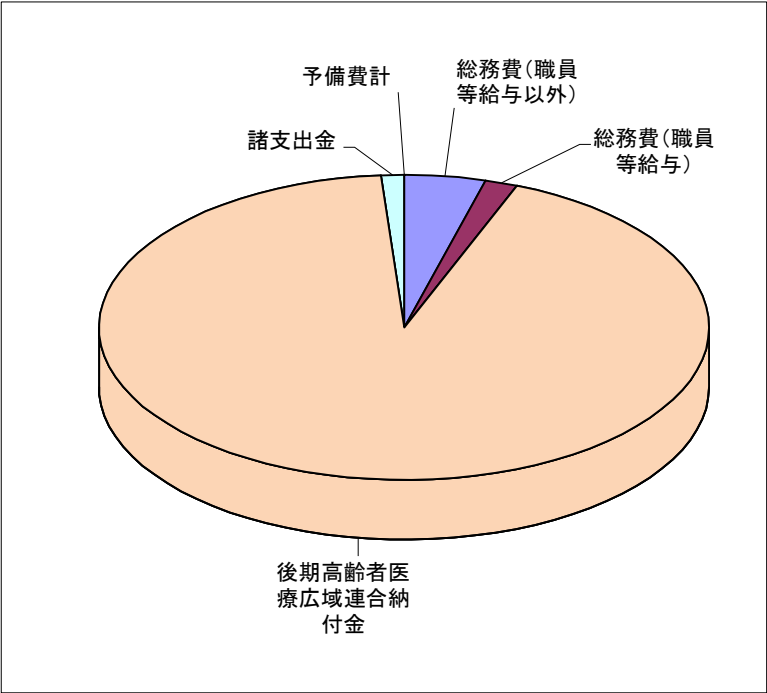
【歳入】

歳 入	千円	割合
後期高齢者医療保険料	2,076,841	50.29%
使用料及び手数料計	198	0.00%
一般会計繰入金	2,023,292	49.00%
前年度繰越金	25,032	0.61%
諸収入計	3,808	0.09%
国庫支出金	220	0.01%
合計	4,129,391	100.00%



【歳出】

歳 出	千円	割合
総務費(職員等給与以外)	185,620	4.51%
総務費(職員等給与)	44,546	1.08%
後期高齢者医療広域連合納付金	3,860,634	93.74%
諸支出金	27,854	0.68%
予備費計	0	0.00%
合計	4,118,654	100.00%

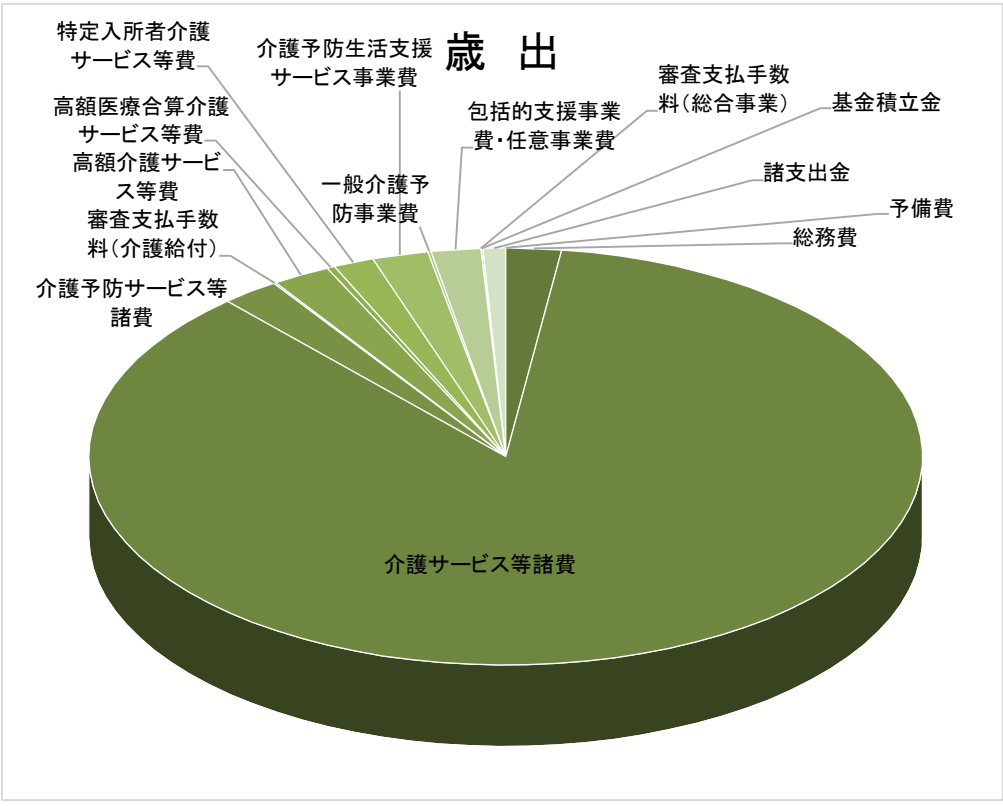
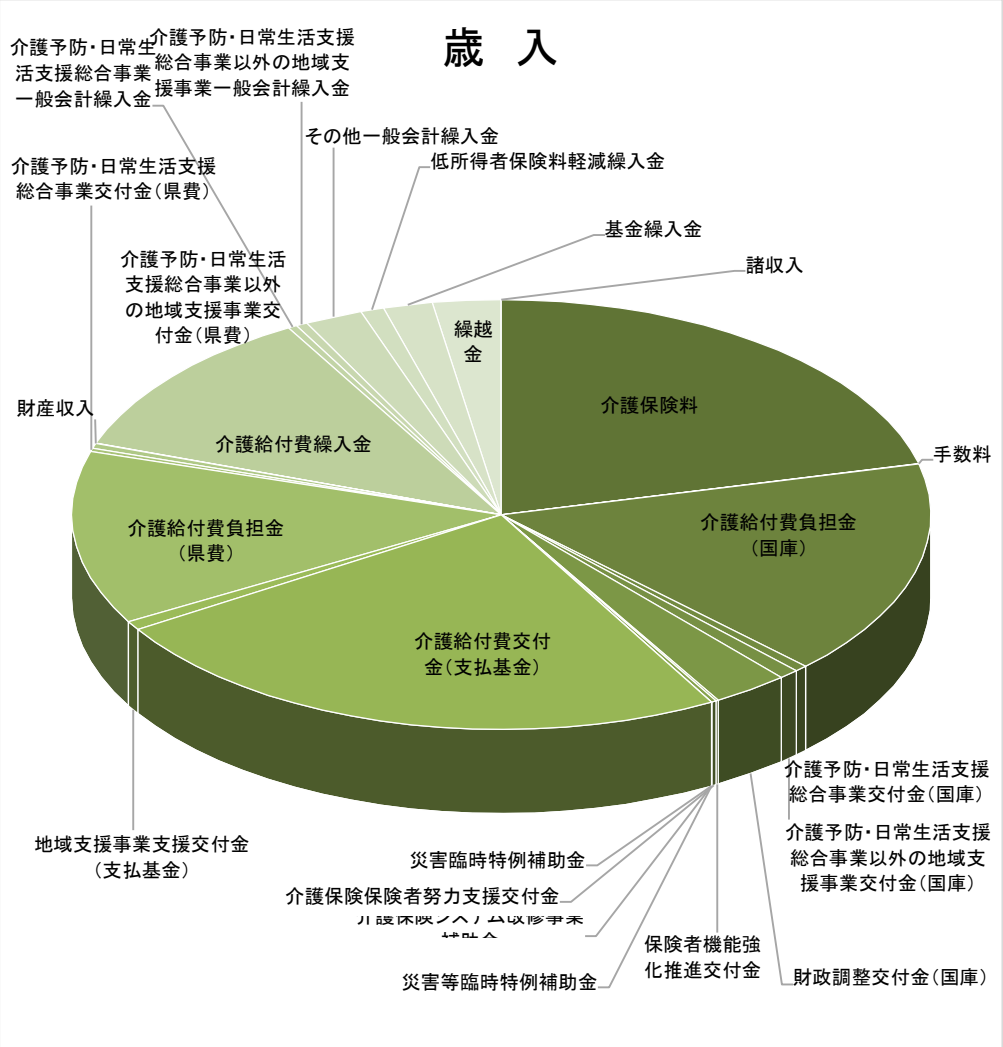


令和7年度介護保険特別会計決算

高齢福祉課

(単位：円)

歳入		歳出	
	決算額		決算額
介護保険料	2,169,870,610	総務費	213,706,070
手数料	226,200	介護サービス等諸費	8,552,960,475
介護給付費負担金（国庫）	1,663,653,897	介護予防サービス等諸費	222,802,043
介護予防・日常生活支援総合事業交付金（国庫）	49,089,973	審査支払手数料（介護給付）	8,945,751
介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金（国庫）	76,461,594	高額介護サービス等費	224,258,672
財政調整交付金（国庫）	294,797,000	高額医療合算介護サービス等費	29,272,147
保険者機能強化推進交付金	10,197,000	特定入所者介護サービス等費	156,694,663
介護保険保険者努力支援交付金	18,194,000	介護予防生活支援サービス事業費	214,710,293
災害臨時特例補助金	38,000	一般介護予防事業費	12,707,951
災害等臨時特例補助金	0	包括的支援事業費・任意事業費	190,280,864
介護保険システム改修事業補助金	132,000	審査支払手数料（総合事業）	721,848
介護給付費交付金（支払基金）	2,473,977,000	基金積立金	6,871,732
地域支援事業支援交付金（支払基金）	67,922,000	諸支出金	87,500,541
介護給付費負担金（県費）	1,334,618,973	予備費	0
介護予防・日常生活支援総合事業交付金（県費）	25,816,858		
介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金（県費）	38,230,796		
財産収入	1,373,732		
介護給付費繰入金	1,163,653,000		
介護予防・日常生活支援総合事業一般会計繰入金	33,613,000		
介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業一般会計繰入金	45,074,000		
その他一般会計繰入金	222,344,000		
低所得者保険料軽減繰入金	90,323,150		
基金繰入金	189,139,000		
繰越金	262,173,597		
諸収入	676,703		
合 計	10,231,596,083	合 計	9,921,433,050
歳入歳出差引残額	310,163,033		



福祉厚生常任委員会
「付託議案外」 質疑事前通告一覧表

令和8年第3回定例会

質疑 順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨
1	加 増 充 子 委 員	高齢者補聴器補助制度について	1 加齢性難聴と診断されたと多く聞かれている。「加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にする」とも言われている下、加齢性難聴者への補聴器購入時の補助制度は喫緊の課題である。取手市でも制度の創設が待たれている。市の見解を伺う
2	落合信太郎 委 員	歩いてためよう！健康ポイントチャレンジ～スマートフォンアプリを活用した市民参加型イベントについて	1 効果検証 2 今後の展開
3	海 東 一 弘 委 員	子ども・若者への相談体制について	1 相談体制の課題 2 関係機関との連携 3 今後の子どもの相談体制 (1) こども相談課の職員体制 (2) 相談窓口の一本化、アプローチの強化への考え

【福祉厚生常任委員会】令和8年5月9日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	議会からの回答
1	単身の高齢者が増えているが、市の取組はあるか。	福祉厚生常任委員会から執行部に対して説明を求めたところ、以下のような説明がありました。 議会としても、当事者の皆様が置かれている状況をしっかりと把握し、高齢者支援のさらなる拡充を求めていると考えております。 〈執行部からの回答〉 高齢福祉課では、独り暮らし高齢者への支援事業として、突発的な急病や事故、災害等の緊急事態への備えに緊急通報装置を貸与する「緊急通報システム事業」、身体的な理由から毎日の調理や買い物が困難な方に対して夕食のお弁当を届けながら安否確認を行う「配食サービス事業」、地域包括支援センター職員からの架電によって高齢者の様子を伺う「あんしんコール」、介護保険等のサービスを使用していない、身体が虚弱であったり閉じこもりがちで孤立した独り暮らしの高齢者宅を訪問して手渡しで乳酸菌飲料を配布する「愛の定期便事業」があります。 今後も高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう取り組んでまいります。

2	福祉に興味をもってほしい。 ・精神障がい者の医療負担が大きい。 ・認知症になる原因の一つとして、難聴がある。他の自治体のように補聴器補助をお願いしたい。	議会として、精神障害支援や補聴器の補助について調査研究を進め、必要に応じて、市や県に働きかけていきたいと考えております。 〈執行部からの回答〉 精神障害者保健福祉手帳の交付の有無に関わらず、精神通院の医療費の負担を軽減する制度として「自立支援医療（精神通院）」があります。 原則、医療機関等の窓口における保険適用となる医療費の自己負担が1割負担（被保護者は負担なし）となり、世帯の所得により月の自己負担の上限額（2,500円から20,000円）が設定されるため、上限額以上の負担はありません。 給付については、茨城県が診断書の内容を審査し認定します。 精神障がい者の精神通院の医療費は自立支援医療（精神通院）を受けていただくことで負担を軽減することができます。制度を知っていただくために市ホームページでの周知や窓口、電話でのお問い合わせ時の案内、障害者手帳交付時に障害福祉の制度について説明を行っているところですが、今後も丁寧な対応に努めてまいります。 補聴器によって聞こえを補うことで、認知症の予防、生活の質の改善が期待できますが、補聴器は、一人一人の生活環境に合わせて適切に調整すべき繊細な医療機器です。そのため、購入後も適切な管理や調整が必要となることから、他自治体の状況を確認しながら購入後の再補助も含めた補助制度について研究していきたいと考えます。
---	--	--